

京都トラベルサポーターの会

貴方の旅の夢を叶える お手伝いする有償ボランティア



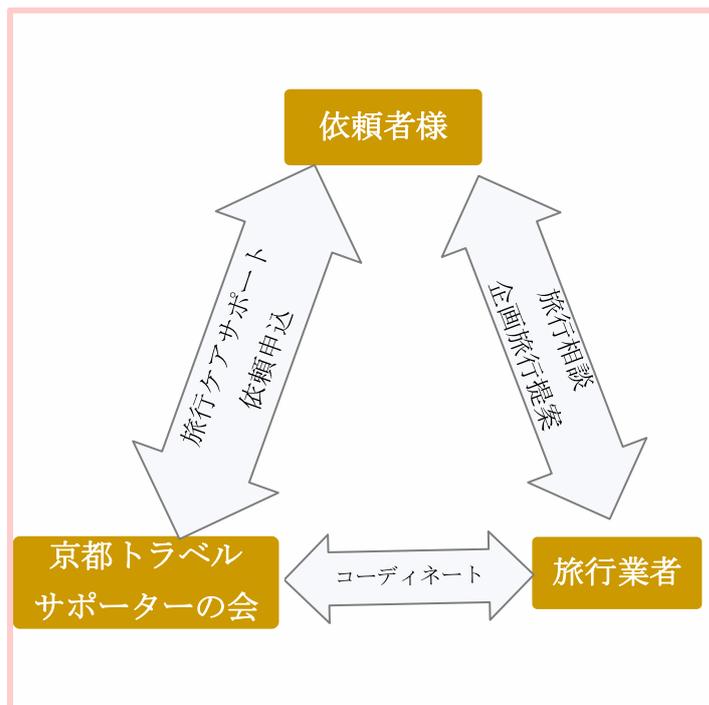
トラベルサポーターを依頼する方 こんなとき便利！	トラベルサポーターにエントリー(無料)する方 こんな新発見が！
施設入居者が旅行に行きたくても職員動員ができない	おもてなしと環境が変わったケアを実践できます
在宅ヘルパーが長時間の同行ができない	初心者の方も実践しながら学べます
家族のサポートだけでは不安	お客様、施設職員、サポーター同士の関係が深まります
旅先で温泉入浴だけが不安	有償ボランティアのため、副業になりません

費用について

- ・サポーター1日1人謝礼5400円
(入浴のみ、朝の排泄のみも同料金)
- ・待ち合わせ場所までの往復交通費
- ・コーディネート料サポーター1人4320円
- ・お客様のタイプにより2名以上体制もあり
(入浴、日中深夜の排泄など)

ご利用にあたって

- ・旅行中の各種ケアサポートをいたします。
- ・サポーターのみの紹介はしていません。
- ・医療、看護行為は行っておりませんが紹介は可能。
- ・全旅程を旅行業者の旅程保証に付加します。
(安心安全な旅のため旅行災害補償加入)
- ・お客様とボランティアの関係を保ちます。
- ・ヘルパー業務、動員力ではありません
- ・共に旅を楽しむ仲間(ボランティア)です。



●**トラベルサポーターエントリーメンバー** 全国20歳代～60歳代まで35名在籍 2014年4月1日現在
 学生 会社員 主婦 介護職員 作業療法士 理学療法士 旅館女将 居酒屋店員 旅行業務取扱管理者など
 その他、詳しくは裏面及び直接お問い合わせください。各種条件等書面を用意しております。

非営利公益活動団体 京都トラベルサポーターの会
 〒604-8472 京都市中京区西ノ京北壺井町34 (西大路太子道西入る)
 TEL (075) 822-8030 FAX (075) 822-8032
 e-mail t-kitami.ksgu@flute.ocn.ne.jp 北見貴志

サポーターのみの紹介は行っていません

◎介護事業所登録業者、人材派遣業登録業者ではないため。

◎旅程管理業務の一環として、特別補償規定に基づいた

「おもてなし(サポーター紹介)」であるため。

既に、ホテル等予約済みの場合や、
団体旅行等で他の旅行会社が
企画した旅程の中でサポートに入る場合
旅程中の施設や観光地での旅程管理の
責任の所在が不明瞭になります。

◎サポーターご依頼の場合は、
旅行企画の一部として、移手段、
宿泊等がセットになります。



トラサポの年間活動 2012年一例

月 日	活動名	内 容	人 員	備 考
9/1	設立総会トラベルサポーター交流会	京都市内デイサービスセンター内 多目的ルーム	14名出席	規約役員選出 情報交換
9/5	トラベルサポート	湯の花温泉日帰り	3名紹介	障害者施設より依頼
9/11~13	トラベルサポート	韓国プサン3日間	1名紹介	当事者より依頼
9/20	トラベルサポート	天橋立	2名紹介	入浴研修
9/23~29	トラベルサポート	ハワイ7日間	1名紹介	当事者より依頼
10/	トラベルサポート相談	葬儀参列前日依頼のため見つからず		障害者施設より依頼
11/12~14	トラベルサポート	あわら温泉2泊	1名紹介	特養ホーム入居者
1/8	広報活動	もっと優しい旅への勉強会 東京	15名	ちらし配布
1/19~21	トラベルサポート	小田原2泊 結婚式参列サポート	1名紹介	障害者施設より依頼
2/5	広報活動	全旅連女性経営者の会 JKK	30名	ちらし配布
4/9	トラベルサポート	京都のホテルで入浴サポ	1名	福岡旅行会社から依頼
4/27	トラベルサポート相談	草津温泉2泊条件合わず		介護事業所より紹介
6/3~5	トラベルサポート	佐渡島2泊	2名紹介	特養ホーム入居者
6/20	広報活動	鳥取観光バリアフリーセミナー	30名	ちらし配布
8/19~20	トラベルサポート	月岡温泉2泊 お墓参り	1名紹介	有料老人ホーム入居者
9/7	定例総会 交流会	ひとまち交流館京都	13名参加	事業報告会計報告 トラサポ体験発表ほか

その他、6月3日~5日 修学旅行で京都へ来られる生徒の、グループ行動中のケアサポートと、
宿舎での摘便ケア依頼を受けたが、医療行為になるため、丁重にお断りした。

総会交流会の様子 2013年



★その他、詳しくは下記覚書をご参照ください★

安心して旅を楽しんでいただくための 依頼者様と被依頼者との覚書 NO. 1

【総則】

- ① 安心して旅を楽しむため、旅行業法で定める、旅行災害補償制度及び、標準旅行業約款で定める旅程管理義務、特別保障規定に基づき、本書面に賛同した、旅行業者が行う企画旅行として、取り扱うものとする。
- ② 旅行業者「甲」とする)は、旅行サポートが必要な依頼者(以下、「乙」とする)が、トラベルサポーター(以下、「丙」とする)を必要(全日程及びスポット同条件)とする場合、甲は、乙に、丙を、非営利公益活動団体京都トラベルサポーターの会を通じ、紹介するものとする。
- ③ 甲が、乙の依頼により非営利公益活動団体京都トラベルサポーターの会を通じ、丙の紹介を行なうが、非営利公益活動団体京都トラベルサポーターの会は、旅行サポート活動を債務の内容とするような、準委任契約その他これに準ずるいかなる契約関係が成立するものではない。

【補償】

- ① 甲は乙に本邦内旅行中は旅行業法で定める旅行災害補償制度にてその範囲内で補償をするものとし、海外旅行中は任意の海外旅行保険にてその範囲内で補償するものとする。各補償内容は賠償責任を含めた別紙の旅行条件書の通りとし、丙の加入も乙の負担とする。

【旅行費用負担】

- ① 乙は、乙と丙の旅行費用全額(宿泊・食事・観光・交通費・保険・出発地までの往復交通費・謝礼・コーディネート料・企画料諸税)は、原則として乙が負担するものとする。但し、丙のお土産代等個人的な費用は丙が負担するものとする。

【謝礼費用、コーディネート料、企画料、取消料負担】

- ① 旅行契約時、乙は甲に対し、謝礼費用(丙1名につき一日当たり5400円)、コーディネート料(丙1名に付、一件当たり4320円)及び企画料(一日当たり5400円)を旅行費用と合わせて全額支払うものとする。但しやむを得ない事由により丙を紹介できなかった場合や、丙が決定後、丙の事情で旅行への参加を中止し、甲が旅行出発までに別の丙を紹介できなかった場合、甲は上記、謝礼費用、コーディネート料、企画料(送料差引の上)を乙に返還する。また丙が決定後乙の事情により旅行を取り消された場合は、謝礼費用、コーディネート料、企画料は返還しない。
- ② 乙が事情により旅行を取消し、取消料が発生した場合、乙は取消料全額を負担するものとし企画料並びに丙の事前打合せのための交通費も甲の負担とする。
- ③ 事情により取消が発生した場合取消料以外にいかなる損害が生じても三者間で経済上・精神上その他一切の責任を負わないものとする。
- ④ 災害、戦乱、暴動等による、交通機関の運休及び欠航や、海外にあっては、渡航自粛、注意喚起地域への渡航の場合及び、受入機関の閉鎖等において、旅行不可能な場合、旅行前においては、取消料等必要経費を差引き、謝礼費用、コーディネート料企画料は、全額返金する。
- ⑤ 旅行中において、④事項が発生した場合、予定変更による一切の費用は、乙の負担とし遅延日数が生じた場合、丙に対する謝礼費用は増額されない。
- ⑥ 旅行費用が包括旅行代金にて設定されている場合はコーディネート料及び企画料が含まれている場合もある。
- ⑦ 丙の謝礼費用と出発地までの往復交通費の支払いは、旅行終了後1か月以内に甲が支払うものとする。但し、振込の場合は送料を差し引くものとする。

【事前申告義務】

- ① 甲及び乙及び丙は、三者間で、希望する又は可能な旅行サポートの内容・方法や程度などを三者間で事前にありのままを申告しなければならない。交通機関・宿泊先等で、お伺い書提出の義務がある場合も上記と同様に申告しなければならない。

【旅行に関する事項】

- ① 乙及び丙は、旅行中の宿泊・観光・食事など、原則として全ての行動を共に行なうものとする。但しやむを得ない事由により乙(又は丙)が特定の活動に参加できない場合又は単独行動を望む場合、事前に乙(又は丙又は甲)の了承を得なければならない。
- ② 丙は乙に対し、原則として投薬等の医療行為その他これに準ずる一切の行為を行なわないものとする。乙の要請によりやむを得ず丙がこれらの行為を行なう場合、丙の行為により乙に損害が生じても、丙は乙に対して一切の責任を負わないものとする。
- ③ 旅行中乙が発病又は事故により傷害を負った場合、丙は可能な限り丙が適切と判断する措置を講じなければならない。しかし丙はこれら緊急事態に対処する専門的訓練を経ない単なる旅行サポーターであり、丙の講じた措置が当該緊急事態にける最善の措置ではなかったために乙の被害が拡大した場合であっても、乙は丙に対して一切の責任を負わないものとする。
- ④ 前項の場合、乙の治療等に要した費用を丙が立て替えたときは、丙はその全額につき乙に対して償還を請求することができる。
- ⑤ 旅先での丙の事故又は発病若しくは体調不良その他やむを得ない事由により丙が乙に対するサポートを行なえなかった場合、甲と丙は代替者を講じるよう努力するものとし、代替者の交通費等必要経費は甲、乙、丙が協議の下、対応する。但し、乙、丙間の不和や感情的な行き違いその他これに準ずる事由により物理的にサポートを行なうことが可能であった場合を除く。

【雑則】

- ① 甲は、乙と丙との間で何らかの問題が生じた場合、一切の責任を負うものではないが任意に協議することができる。
- ② 甲及び丙は、乙の個人情報、本国で定める個人情報保護法により、本邦内旅行、海外旅行に関わらず、保障されたものとみなす。

その他、旅行に関わる諸条件は、当社の旅行条件書及び、旅行業法及び標準旅行業約款によるものとする。

甲及び乙及び丙は、全ての事項につきその内容を理解した上了承することをここに証するため、以下の通り記名する。

トラベルサポーター 依頼用紙

依頼者氏名	代筆者氏名	依頼者との関係
依頼者住所 〒 _____		
依頼者電話 (_____) _____		
代筆者連絡先		
外出・旅行予定日	年 _____ 月 _____ 日()~	年 _____ 月 _____ 日() 日間
旅行の人数(トラサポ除く)	大人 _____ 名/ (_____) 名/ (_____) 名/	計 _____ 名
旅行の形態	1人旅 ご夫婦カップル 家族 なかよしグループ 施設行事	他(_____)
希望の目的地と交通手段		
旅で楽しみにしていることは？		
どのようなトラベルサポートを希望しますか？		
その他 気を付けること等があればご記入ください。		
	記入日	年 _____ 月 _____ 日

その他、詳細は必要に応じてご相談させていただきます。

トラベルサポーター依頼 署名用紙

記入日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

旅行期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日より _____ 日間 行き先(方面) _____

依頼者(乙) _____

(乙の代筆者 _____)

トラベルサポーター1. (丙) _____

トラベルサポーター2. (丙) _____

トラベルサポーター3. (丙) _____

トラベルサポーター4. (丙) _____

旅行業者(甲) _____